

# 兵庫県行政書士会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、兵庫県行政書士会（以下「本会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資するために、会員の品位を保持し、業務の改善進歩を図るため会員の指導及び連絡を行い、併せて、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行なうことを目的とする。

### 第2条の2 削除

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- 一 会員の品位保持のための指導及び連絡に関すること。
- 二 業務関係法規の調査研究及び周知に関すること。
- 三 会員の研修に関すること。
- 四 業務改善のための調査研究及び資料収集に関すること。
- 五 連合会が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部並びに入・退会に関すること。
- 六 関係官公署及び支部との連絡協調に関すること。
- 七 非行政書士行為の排除に関すること。
- 八 会員の福利厚生及び共済に関すること。
- 九 行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき指定試験機関が行う行政書士試験の施行に関する事務への協力に関する

こと。

十 裁判外の紛争解決制度に関する調査・研究及び機関の設置・運営に関する事項。

十一 官公署、公益団体等からの業務受託に関すること。

十二 その他本会の目的達成に必要なこと。

### (構成および事務所の所在地)

第4条 本会は、兵庫県内において行政書士名簿に事務所を登録している行政書士及び行政書士法人名簿に法人事務所を登録している行政書士法人をもって組織する。

2 本会は、事務所を神戸市に置く。

## 第2章 会 員

### (会員の定義)

第5条 本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第3項に掲げる行政書士法人とする。

2 行政書士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 本会の区域内に事務所を有する行政書士。

二 次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士。

三 第一号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人である行政書士（本会の区域内に「主として勤務する事務所」を行政書士名簿に登録している者に限る。）。

3 行政書士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

### 第5条の2 削除

### (会員名簿)

第6条 本会に会員名簿を備える。

### (行政書士の入会)

### Ⅲ.1 兵庫県行政書士会会則

**第7条** 本会を経由して登録を受けた行政書士は、登録を受けたときに本会の会員となる。

2 本会の区域内に事務所の移転をした者は、その移転があったときに、本会の会員となる。

#### (行政書士法人の入会)

**第7条の2** 行政書士法人は、その主たる事務所または従たる事務所を本会の区域内に登録したとき、若しくは本会の区域外から移転により登記したときに本会の会員となる。

#### (退会した行政書士法人の再入会)

**第7条の3** 本会を退会した行政書士法人のうち、法第13条の19の2又は法附則第2項の規定により行政書士法人を継続することとなったものは、その旨を登記したときに改めて本会の会員となる。

#### (個人会員の退会)

**第8条** 法第7条第1項各号の一に該当するに至った個人会員は、そのときに本会を退会する。

2 法第7条第2項の規定により、登録を抹消された個人会員は、そのときに本会を退会する。

3 他の都道府県の区域内に事務所を移転した個人会員は、その移転のあったときに、本会を退会する。

#### (法人会員の退会)

**第8条の2** 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記したとき、又は解散したときに、本会を退会する。

#### (清算人選任の申立て)

**第8条の3** 会長は、法第13条の21第2項において準用する会社法第647条第2項から第4項の規定に基づき、裁判所に対し、清算人の選任について申立てることができる。

#### (会員証および会員徽章)

**第9条** 会員に会員証を交付し、個人会員にはあわせて会員徽章（以下「会員証等」という。）を交付する。

2 会員は、会員証の記載事項に異動があったときは、会員証を提出して、その書換えを受けなければならない。

3 会員は、会員証等の亡失・き損等により再交付を受けようとするときは、別に定める再交付申請書を提出して、その交付を受けなければならない。

4 会員が退会したときは、個人会員については会員であった者又はその遺族、法人会員については法人の代表者であった者は、会員証等を返納しなければならない。

5 会員が法第14条第1項による業務停止の処分を受けたときは、その期間中、会員証等を返納しなければならない。

6 個人会員に交付する会員証の有効期間は5年とし、交付を受けた個人会員はその有効期間の満了の日までに、会員証を更新しなければならない。

7 前各項の定めに関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

#### (入会金)

**第10条** 第7条及び第7条の2の規定により、本会の会員になった者は、入会金220,000円を納付しなければならない。

#### (会費)

**第11条** 会員は、総会において別に定める額の会費を別に定める規則により納入しなければならない。ただし、法人会員の会費の額は、個人会員のそれを上回らないものとする。

#### (会費の減免等)

**第12条** 会員は、病気又は災害により会費を納入することが困難なときは、理由を付して、会費の延納、減額又は免除の申出をす

ることができる。

- 2 前項の申出は支部を経由し、支部長の意見書を添付しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請に理由があると認めるときは、理事会の議決を経て会費の延納、減額又は免除の決定をすることができる。

#### 第13条 削除

### 第3章 総 会

#### (総 会)

第14条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

#### (会議の構成)

第14条の2 総会は、個人会員をもって構成する。

#### (招 集)

第15条 会長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に定期総会を招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 会長は、臨時総会を招集しようとするときは、招集の理由および議案についてあらかじめ理事会の承認を得なければならない。
- 4 個人会員総数の3分の1以上に当たる者は、招集の理由および議案を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があったとき及び理事会が招集を決議したときは、会長は、請求の日の翌日から3週間以内に総会を招集しなければならない。
- 6 総会を招集するには、開会日前7日までに、その日時、場所及び議案の内容を書面により、個人会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

#### (決議事項)

第16条 この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 会則の変更に関する事。
- 二 事業報告及び事業計画に関する事。
- 三 予算決算に関する事。
- 四 重要な財産の取得、処分及び多額の債務負担に関する事。
- 五 役員を選出（会長、常任理事及び専務理事を除く。）及び解任に関する事。
- 六 理事会において、総会に付議することと決した事項。
- 七 総会が審議することを適当と決定した事項。

#### (議長及び副議長)

第17条 総会の議長及び副議長は、総会で選任する。

#### (定足数)

第18条 総会は、個人会員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第19条第3項の規定による除斥のため3分の1に達しないとき、同一の事件について再度招集してもなお3分の1に達しないとき、又は招集に応じても出席会員が定足数を欠き、議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき若しくは定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなったときは、この限りでない。

#### (議 決)

第19条 この会則に特別の定めがある場合を除く外、総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。
- 3 総会に付議された事項に関し特別の利害関係を有する会員は、その議決に参加することができない。この場合において、第1

### Ⅲ.1 兵庫県行政書士会会則

項の出席会員には、当該参加することのできない会員を含めないものとする。

#### (特別議決)

**第20条** 次に掲げる議事は、前条の規定にかかわらず、出席会員の3分の2以上でこれを決する。

- 一 会則の変更
- 二 役員（常任理事及び専務理事を除く。）の解任

#### (委任による議決権の行使)

**第21条** 個人会員で総会に出席できない者は、あらかじめ出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の委任を受けた者は、会議に先だつて、委任を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定について、議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

**第22条** 総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員及び会務の執行

### (役員)

**第23条** 本会に役員として、会長1人、副会長5人以内、理事35人以内及び監事3人以内を置く。

- 2 理事のうち、規則で定める部の数と同数の常任理事を選任する。
- 3 理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
- 4 監事は、他の役員と兼ねることができない。
- 5 役員は、総会の議決を遵守し本会のために適正にその職務を遂行しなければならない。

#### (役員を選出)

**第24条** 役員は、個人会員の中から次のとお

り選出する。

一 会長は、個人会員による直接選挙により選出する。

二 会長、常任理事及び専務理事を除く役員は、総会の承認を得て選出する。

2 役員に欠員を生じたときは、次の総会において補充しなければならない。

3 会長は、常任理事に事故があるときは理事会の承認を得て、理事の中からその職務を代理する者を指名することができる。また、常任理事が欠けたときは理事会の承認を得て、理事の中から速やかに任命しなければならない。

4 会長は、専務理事に事故があるときは理事会の承認を得て、理事の中からその職務を代理する者を指名することができる。また、専務理事が欠けたときは理事会の承認を得て、理事の中から新たに任命することができる。

5 この会則に定めるもののほか、役員を選任並びに常任理事及び専務理事の解任に関する事項は別に規則で定める。

**第25条** 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ、会長が定めるところにより、その職務を代理する。

#### (理事)

**第26条** 理事は、会務の執行に参画する。

2 理事は、会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは理事会の定めるところにより、その職務を代理する。

3 常任理事は、規則に定める部の長として、会務を分掌管理し、これを執行する。

4 専務理事は、会長の命を受けて会務の執行を掌理する。

(監 事)

**第27条** 監事は、本会の資産、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

2 監事は、理事会に出席することができる。

(役員任期)

**第28条** 役員任期は、第24条の規定により選出され、就任した時から、第2回目の定期総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げないが、会長は連続して3期6年を限度とする。

2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

**第29条** 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 理事会は、会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決するものとする。

- 一 事業計画に関すること。
- 二 総会に付議すべき事項及び総会において理事会が議決するものとされた事。
- 三 規則の制定改廃。
- 四 連合会の代議員の選出及び解任に関する事項。
- 五 その他会務の執行に関すること。
- 六 常任理事及び専務理事の選任及び解任に関する事項。
- 七 前各号に掲げるもののほか、会長から付託された事項。

(常任理事会)

**第29条の2** 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決するものとする。

- 一 理事会から委任を受けた事項
- 二 理事会に附議すべき事項
- 三 規則等により常任理事会が処理するとされた事項

四 緊急に処理を要すると認められた事項

3 前項第四号により処理した事項については、事後に理事会の承認を得なければならない。また、執行に関し予算を伴う場合については別途規則で定める。

4 会長は、第2項第一号から第三号により処理した事項については、理事会に報告しなければならない。

5 前項までの他、常任理事会は常任理事が分掌管理する各部の業務遂行及び連絡調整を行う。

6 常任理事と専務理事を兼務する者の議決権数は一とする。

7 第30条の規定は、常任理事会に準用する。この場合において、「理事会」は「常任理事会」と読み替えるものとする。

(理事会の運営)

**第30条** 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の構成員の3分の1以上の者から請求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、開会の日前7日までにこれを通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 理事会は、その構成員の半数以上が出席しなければならない。

5 理事会の議長は会長とする。会長に事故あるとき又は欠けたときは、第25条第2項及び第26条第2項の規定を準用する。

6 理事会の議決については、第19条の規定を準用する。

7 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成しなければならない。

(特別委員会の設置)

**第31条** 特定の事項を行うため、理事会が必要と認める場合には、特別委員会を設ける

### Ⅲ.1 兵庫県行政書士会会則

ことができる。

#### (業務組織)

**第32条** 本会に必要な業務組織及び事務分掌は、別の規則で定める。

#### (事務局)

**第33条** 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、規則で定める。

#### 第33条の2 削除

#### (支部)

**第34条** 本会は、会員の業務の改善及び会員との連絡調整をはかるため支部を設ける。

2 本会は規則をもって支部の名称及び区域・その他の事項を定める。

3 前項の区域内に事務所を有する会員は当該支部に所属しなければならない。

4 支部は、支部細則を定めて運営するものとする。

## 第4章の2 行政書士ADRセンター兵庫

### (行政書士ADRセンター兵庫)

**第34条の2** 本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、行政書士ADRセンター兵庫を設置し、その運営を行うことができる。

2 前項のセンターの運営に必要な組織及び分掌並びに手続きに関する事項は、別に規則で定める。

## 第5章 綱紀保持及び研修

### (綱紀保持)

**第35条** 会員は、法令及び連合会の会則ならびに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。

2 個人会員は、業務上必要な研究及び実務の研鑽に努めるとともに、たえず人格の向

上をはかり、行政書士として品位を保持しなければならない。

### (研修)

**第35条の2** 個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

### (研修事業)

**第35条の3** 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修に関する施策を行う。

2 研修の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。

### (入会後最初に実施する研修)

**第35条の4** 第7条の規定により本会の会員となった行政書士は、入会後最初に本会の実施する研修課程を修了しなければならない。

2 第7条の2及び第7条の3の規定により、本会の会員となった行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士、または使用人である行政書士についても、前項と同様とする。ただし、すでに本会の実施する研修課程を修了した者についてはこの限りでない。

3 前各項の定めに関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

### (倫理に関する研修)

**第35条の4の2** 本会の個人会員は、交付を受けた会員証の有効期間内に1回以上、本会が実施する倫理に関する研修課程を修了しなければならない。

2 前項の定めに関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

### (業務の公正保持等)

**第35条の5** 会員は、公正迅速にその業務を取り扱わなければならない。

2 会員は、不正又は不当な手段で依頼を誘致するような行為をしてはならない。

**(名義貸の禁止)**

**第35条の6** 会員は、自ら業務を行わないで自己の名義を貸与し、その者をして、法第1条の2又は第1条の3に規定する業務を行わせてはならない。

**(雇用行政書士の禁止)**

**第35条の7** 会員は、法人等他の者の名において法第1条の2又は第1条の3に規定する業務を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- 一 行政書士法人の社員である会員が、その所属する行政書士法人の名において業務を行う場合。
- 二 行政書士又は行政書士法人の使用人である会員が、雇用されている行政書士又は行政書士法人の名において業務を行う場合。

**(補助者の監督の義務)**

**第36条** 会員は、補助者が法令等に違反しないように指導監督しなければならない。

**(綱紀委員会)**

**第37条** 本会に、会員の綱紀を保持するため綱紀委員会を置く。

- 2 綱紀委員会の運営等に必要な事項は別に定める。

**(会員に対する注意、勧告及び調査)**

**第37条の2** 本会は、会員が法又は法に基づく命令、規則その他兵庫県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、理事会の承認を得て、その会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 本会は、前項の注意及び勧告を行うときは、対象会員に、あらかじめ聞き取り調査及びその他規則で定める調査（以下「聞き取り調査等」という。）を実施することにより公正の確保に努めなければならない。
- 3 会員は、前項の聞き取り調査等に協力す

るものとする。

- 4 聞き取り調査等の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。

**(会員の処分)**

**第38条** 本会は、個人会員が法令等又は兵庫県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、理事会の承認を得て、当該会員に対し処分を行うことができる。

- 2 本会は、法人会員が法令等又は兵庫県知事の処分に違反したとき、若しくは運営が著しく不当と認められるときは、理事会の承認を得て、当該会員に対し処分を行うことができる。
- 3 本会は、前2項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問して、これを決定しなければならない。処分の手続は別に規則で定める。

**(弁明の機会の付与)**

**第38条の2** 前条の処分を行うときは、会員に弁明の機会を与えなければならない。

**(個人会員に対する処分の種類)**

**第39条** 個人会員に対する処分は次のとおりとする。

- 一 訓告。
- 二 会員の権利の停止。
- 三 廃業の勧告。

- 2 前項第三号の処分は、同項第二号の処分と併せて行うことを妨げない。

- 3 (削除)

**(個人会員の権利の停止)**

**第39条の2** 前条第1項第二号の規定により、停止すべき個人会員の権利は次のとおりとする。

- 一 本会の役員を選任に関する権利。
- 二 本会の会議及び研修会等に参加する権利。（ただし、第35条の4の2に定める場合を除く。）

### Ⅲ.1 兵庫県行政書士会会則

- 三 本会の事務所、施設等を使用する権利。  
(ただし、第35条の4の2に定める場合を除く。)
  - 四 本会から文書(電磁的記録を含む。)及び広報誌等の送付を受ける権利。(ただし、第35条の4の2に定める場合を除く。)
  - 五 本会が会員に向けて公開した文書及び広報誌等を閲覧する権利。(ただし、第35条の4の2に定める場合を除く。)
  - 六 本会から用紙及び図書並びに物品の斡旋、頒布を受ける権利。(ただし、第35条の4の2に定める場合を除く。)
  - 七 本会の慶弔・福利厚生規則に基づく金銭等の給付を受ける権利。
- 2 前条第1項第二号の処分期間は、本会が当該会員に、処分の開始を通知した日から2年以内とする。ただし、会費を滞納している会員に対しては、滞納会費が完納され、本会が処分の解除を当該会員に通知した日までとする。この場合、本会は会費の完納を確認したときは、遅滞なく処分の解除の手續を執らなければならない。
- 3 前条第1項第二号の規定により、会員の権利の停止の処分を受けた会員は、当該処分を受けなくなったとしても、停止期間中の権利を行使することができない。
- (会費を滞納している個人会員に対する処分の手續)
- 第40条** 会費を滞納している個人会員に対し、第39条第1項第二号及び第三号の処分を行う場合には、本条に規定する手續を経るものとする。
- 2 本会は、当該事業年度に於いて納付すべき会費を正当な理由なく当該事業年度を超えて滞納している個人会員に対し、1か月以上の期限を定めて会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。

- 3 前項の規定により催告を行っても、なお、定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、第38条第3項の規定にかかわらず、会員の権利を停止するものとする。
- 4 前項の場合においては、さらに綱紀委員会を開催し、その者の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる者に対しては廃業の勧告を行うものとする。
- 5 前項の規定により、会員として業務を継続して行う意思がないと認められた者以外の者については、その綱紀委員会の開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとして、廃業の勧告を行うものとする。
- 6 前2項の規定により廃業の勧告を行った場合は、あわせて当該会員の氏名を広報誌及びホームページに公表することができる。

#### (法人会員に対する処分の種類)

- 第40条の2** 法人会員に対する処分は次のとおりとする。
- 一 訓告。
  - 二 会員の権利の停止。
  - 三 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告。
  - 四 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告。
- 2 第39条第2項の規定は、法人会員について前項第三号又は第四号の処分を行う場合に、これを準用する。

#### (法人会員の権利の停止)

- 第40条の3** 前条第1項第二号の規定により、停止すべき法人会員の権利は次のとおりとする。
- 一 本会の会議及び研修会等に参加する権利。



- 二 本会の事務所、施設等を使用する権利。
  - 三 本会から文書（電磁的記録を含む。）及び広報誌等の送付を受ける権利。
  - 四 本会が会員に向けて公開した文書及び広報誌等を閲覧する権利。
  - 五 本会から用紙及び図書並びに物品の斡旋、頒布を受ける権利。
  - 六 本会の慶弔・福利厚生規則に基づく金銭等の給付を受ける権利。
- 2 前条第1項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき第38条第1項に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。
- 3 第39条の2第2項及び第3項の規定は、法人会員について準用する。
- （会費を滞納している法人会員に対する処分の手続）**
- 第40条の4** 会費を滞納している法人会員に対し、第40条の2第1項第二号乃至第四号の処分を行う場合には、本条に規定する手続を経るものとする。
- 2 本会は、当該事業年度に於いて納付すべき会費を正当な理由なく当該事業年度を超えて滞納している法人会員に対し、1カ月以上の期限を定めて会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。
- 3 前項の規定により催告を行っても、なお、定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、第38条第3項の規定にかかわらず、会員の権利を停止するものとする。
- 4 前項の場合においては、さらに綱紀委員会を開催し、その法人の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる法人に対しては解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を行うものとする。

- 5 前項の規定により、会員として業務を継続して行う意思がないと認められた者以外の者については、その綱紀委員会の開催後、なお3カ月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとして、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を行うものとする。
- 6 前2項の規定により廃業の勧告を行った場合は、あわせて当該会員の名称を広報誌及びホームページに公表することができる。

**（県知事に対する措置請求）**

- 第41条** 本会は、会員が次の各号に該当したときは、兵庫県知事に対し、その事実を報告し、必要な措置をとるよう求めることができる。
- 一 法令又は兵庫県知事の処分に違反したとき。
  - 二 行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
  - 三 行政書士法人の運営が著しく不当と認められるとき。
  - 四 個人会員が廃業の勧告を受けたとき。
  - 五 法人会員が解散の勧告又は事務所の廃止の勧告を受けたとき。

**（懲戒処分等の情報の公表）**

- 第42条** 本会は、第38条の規定により会員を処分した場合及び第41条の規定により知事に措置請求をした場合には、当該会員の氏名又は名称等を公表することができる。

## 第6章 報酬の統計

**（報酬の統計）**

- 第43条** 法第10条の2第2項の規定による統計の作成及び公表に関し必要な事項は、別に規則で定める。

## 第7章 資産及び会計

### (会計年度)

第44条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (経費)

第45条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- 一 会費
- 二 入会金
- 三 登録事務及び届出事務取扱交付金
- 四 寄付金
- 五 その他

### (予算)

第46条 会長は、毎会計年度予算を調整し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算が成立しない場合においては、会長は理事会の議決を得て、必要やむを得ない経費について支出することができる。この場合において、当該年度の予算が成立したときは、その支出は当該年度の予算に基づく支出とみなす。
- 3 前項の規定は、会計年度開始後予算が成立するまでの期間において、必要やむを得ない経費を支出する場合に準用する。

### (予算の内容)

第47条 予算は、収支予算及び借入金に関する定めからなる。

- 2 収支予算のうち、支出にあつてはその目的に従って、これを款項に区分しなければならない。

### (予算の執行)

第48条 予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

- 2 支出予算の経費の金額は、各款の間、又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、予算の執行上必要がある場合に限り、あらかじめ総会の議決を得て、これを流用することができる。

- 3 会長は、前項の規定により経費を支出したときは、次の総会に報告して、その承認を得なければならない。

### (財産目録)

第49条 会長は、本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成し、定期総会に提出しなければならない。

### (決算)

第50条 会長は、毎会計年度終了後、本会の収入及び支出について決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により監事の監査に付した決算を、監事の意見をつけて、つぎの総会に提出し、その承認を得なければならない。

### (資産の管理)

第51条 本会の資産は会長が管理する。

### (財産の請求制度)

第52条 会員は退会した場合において、本会に対してこの会則に特別の定めのある場合をのぞき、財産上の請求をすることができない。

## 第7章の2 情報の管理

### (情報の公開)

第52条の2 会員に対する本会の保有する情報の公開に関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

### (情報の公表)

第52条の3 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

### (個人情報の保護)

第52条の4 本会の取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

## 第8章 行政書士の登録事務

### (登録に関する事務)

第53条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき、行政書士の登録に関する事務の一部を行う。

### (登録申請書等の処理)

第54条 本会は、行政書士の登録に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

## 第8章の2 行政書士法人の届出事務

### (届出に関する事務)

第54条の2 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき、行政書士法人の届出に関する事務の一部を行う。

### (届出書等の処理)

第54条の3 本会は、行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

## 第9章 補 則

### (名誉会長等)

- 第55条 個人会員の中から本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長は総会の承認を得て会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役は必要に応じ、会長が委嘱する。
  - 4 名誉会長、顧問及び相談役は会務の執行

について助言し、かつ会長が要請する会議に出席して意見を述べることができる。

### (規則への委任)

第56条 この会則に定めるもののほか、本会の業務の執行に関し必要な事項は、別に規則でこれを定める。

### 附 則

第1条 この会則は、昭和46年12月1日から施行する。ただし、登録及び登録の抹消に関する部分の規定は、昭和47年12月1日から施行する。

### (旧会則の廃止)

第2条 旧兵庫県行政書士会会則（昭和35年10月1日施行）（以下「旧会則」という。）は廃止する。

### (施行に関する経過措置)

第3条 この会則施行の際、現に役員であった者の任期は、第28条の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。ただし、後任者が就任するときまでその職務を行うものとする。

2 昭和46年11月30日までに納付すべき会費については、旧会則第38条の規定による。

3 昭和46年11月1日から昭和47年3月31日までの間における予算については、旧会則の規定により定めた予算を、この会則の規定により定めた予算とみなす。

### 附 則

### (施行期日等)

この会則は、知事の認可のあった日から施行する。ただし、第11条の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、知事の認可のあった日から施行する。ただし、第10条は、昭和54年8月20日から施行する。

### 附 則

### Ⅲ.1 兵庫県行政書士会会則

この会則は、知事の認可のあった日から施行する。ただし、第43条の(4)・(5)は昭和55年10月1日から施行する。

#### 附 則

会則第28条の規定にかかわらず、昭和55年度定期総会で選出された役員の任期は1年1回延長し、昭和58年度定期総会で選出を行う。

#### 附 則

##### (施行期日等)

この会則は、知事の認可のあった日から施行する。ただし、第37条から第42条までの改定規定は、昭和58年度の定期総会終了の翌日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この会則は昭和58年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 行政書士法の一部を改正する法律(昭和58年法律第2号)附則第3項の規定により本会に入会届を出して、本会の会員となる場合の入会に関する規定は、改正前の会則を適用する。

#### 附 則

この会則は、昭和58年8月11日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和59年10月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和60年6月25日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和61年7月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和62年6月19日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成元年6月22日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成3年7月4日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成5年6月30日から施行する。

#### 附 則

**第1条** この会則は、平成7年7月13日から施行する。ただし、第10条の改正は、平成7年9月1日から施行し、第11条の改正は、平成8年4月1日から施行する。

**第2条** 兵庫県南部地震被災者に係る入会金については、平成7年9月1日から平成9年3月31日までの間に限り第12条の規定を準用する。

#### 附 則

この会則は、平成9年7月11日から施行する。

#### 附 則

この会則は平成12年4月25日から施行する。ただし、第32条及び第33条の改正の規定並びに第34条の2を削る改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成16年8月1日から施行する。ただし、第10条中、入会金の額「150,000円」を「220,000円」に改めるについては、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成19年9月13日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成20年8月12日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成21年8月5日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成22年10月8日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成24年3月30日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成25年10月11日(兵庫県知事認可の日)より施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、平成27年度の役員改選か

ら適用する。

**附 則**

この会則は、令和元年10月25日（兵庫県知事認可の日）より施行する。

**附 則**

この会則は、令和6年9月27日（兵庫県知事認可の日）より施行する。ただし、第16条、第20条、第23条、第24条、第26条、第29条及び第29条の2の改正は、令和7年4月1日から適用する。